

## 学校給食費の無償化を求める意見書

平成17年に食育基本法が制定されたことを踏まえた平成20年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校給食を活用した食育の推進が明記され、その充実を図ることが求められている。義務教育諸学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、給食を通じた食育が行われているが、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされている。当初は自己負担が求められていた教科書についても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等により無償化が行われた。食育という教育を行うために必要不可欠である学校給食についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化をすることが望ましいと考える。

さらに、ロシア・ウクライナ情勢を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の進行により、エネルギー、食料品などの物価高騰が急速に進んでいる。子育て世帯は食費のほか、被服費、習い事や学習塾などの教育関連費用の負担が大きく、経済的に苦しい状況にある保護

者も少なくない。現在こそ、給食の無償化が切に求められる状況である。

近年、学校給食の意義に鑑みて、給食の無償化、あるいは保護者負担の軽減に取り組む自治体が増加しているが、その取り組みに、自治体の財政状況等によって差が生じたり、事業の継続性が損なわれることは望ましくない。給食の無償化を全国の義務教育諸学校で実現するには、国の関与が必要不可欠である。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学校教育の一つであり、食育推進の効果も大きい学校給食の無償化を推進するため、国は自治体への支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月14日

王 寺 町 議 会

意見提出先

|        |       |   |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長  | 額賀福志郎 | 様 |
| 参議院議長  | 尾辻秀久  | 様 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄  | 様 |
| 総務大臣   | 松本剛明  | 様 |
| 財務大臣   | 鈴木俊一  | 様 |
| 文部科学大臣 | 盛山正仁  | 様 |